

### 12. 靖国神社問題の最終的な解決

戦後の日本人は、どのように戦前と向き合い、戦前との連続性／非連続性を引き受ければよいか。どのように戦後という枠(檻)を乗り越えて、ポスト戦後という時代を開けばよいか。

この問いを、いままでもに歴史認識の問題としてたどってきたが、ここではそれを別の角度から、靖国神社問題を手がかりにして考えたい。

靖国神社問題とは何か。それは、戦後の日本国という国家(の公共性)が、それ以前の大日本帝国という国家(の公共性)とどのように接続できるか、という問題である。

この言い方がわかりにくければ、もう少し簡単に、こう言ってもよい。

靖国神社には、主として、戦死した旧日本軍の軍人たちが祀られている。大日本帝国のために戦って殉じた彼ら死者たちに対して、日本国に生きる私たちはいま、どのような態度をとるべきなのか。

このように考えるなら、靖国神社は、ポスト戦後を構想するのに、避けて通れない問題であることがわかる。

戦争の死者と言えば、日本側の死者だけではなく、相手国にも死者がいる。これについて加藤典洋は『敗戦後論』において、大東亜戦争の死者をとりあげ、哀悼の意をささげるのに、日本の三百万人の死者を先にすべきか、アジアの二千万人の死者を先にすべきか、という問いを投げかけた。このうち、日本の死者をもっぱら哀悼するのが、戦後の保守とよばれる人びとであり、アジアの死者をもっぱら哀悼するのが、戦後の革新とよばれる人びとであった。加藤はこれを、戦後日本に特有の分裂であると診断する。そして、慎重に考慮したあとで、日本の三百万人の死者を先に追悼すべきだと結論する。それは、戦前、戦後の連続性を貫く歴史主体を形成してからでない、アジアの死者を哀悼しようがないからである。

あと先を問題にするなら、論理的に考えるかぎり、こう結論する以外にないと、私も思う。けれども、あと先を考える以前に、そもそもどのように日本の三百万人の死者を追悼する(できる)のかという問題がある。この問題を片づけしないと、日本の死者への哀悼を通じてアジアの死者を哀悼することもできなくなってしまう。

\*

戦後日本で、靖国神社の存在が問題になるのは、それが日本国憲法の原則と折り合わないからである。

日本国憲法は、すべての民主主義諸国の憲法と同じく、政教分離(The separation of Church and State)の原則を採用している。靖国神社は宗教法人であるから、日本国は関与できない。公的資金を支出したり、直接運営にタッチしたりすること(国家護持)はむろん不可能である。靖国神社と日本国家(行政府やそのほかの国家機関)は、無関係であることが義務づけられている。

ところが、敗戦の前まで、靖国神社は国家の運営する機関だった。靖国神社は、陸・海

軍省、内務省が共同で所管し、戦死するなどした「国事殉職者」の霊を一括して祀っていた。その霊は、靖国神社が戦後、国家とは無関係になり、一宗教法人となってからも、引き続き元の場所にある(ほかの場所にはない)はずである。国家のために命を捧げ、国家が祀った「国事殉職者」の霊が、いまや一宗教法人のもとにある。公的なことがらだが、私的な宗教団体によって扱われている。ここが、この問題のややこしいところ(急所)なのである。

\*

政教分離の原則について、のべておかなければならないことが二つある。

まず、戦後の日本国憲法の「政教分離」の原則によって、靖国神社に国家が関与できないことになった。その裏返しだから、戦前は「政教分離」でなかった(政教一致だった)と考えているひとがいる。これは、誤解である。実は、戦前でも、政教分離が原則とされていた。この点に注意する必要がある。

それではなぜ、政教分離の原則のもとで、靖国神社を「国家護持」することが可能だったのか。

それは神道が、宗教ではなかったからである。

明治維新は、天皇の権威のもとに行なわれた。天皇が、日本の正統な統治者なのは、天皇が天照大神、神武天皇の直系の子孫であるから、伝統的な日本の統治者の子孫であるからだ。このことを論証するのが、神道である。国家神道は、主権者としての天皇の権威を国民に承認させるための、不可欠の信念体系だった。

この意味で、明治維新を承認する日本国民はひとり残らず、神道の原理を承認しなければならぬ。

そのいっぽう、日本人はひとり残らず、原則として、仏教徒であることを強制されていた(ごく一部、神道の家もあった)。これは、江戸幕府の政策による(宗門人別帳)。明治になっても、江戸時代からの伝統的な檀家制度が生きていて、葬儀は各家の宗旨に従って行なわれていた。もしも神道を、仏教と同列のもの(宗教)と考えるなら、神道は仏教と競合してしまう。国民全員に、神道の原理を承認させるのはむずかしい。

そこで明治政府は、「神道は宗教でない」と宣言することにした。神道が宗教でないのなら、公的資金を支出し、神道を「国家護持」してもかまわない。国家が宗教に関与したことにはならないからである。このような政策に、学問的な基礎を提供したのは、東京大学で哲学や宗教を講じていた、井上哲次郎という教授であるが、たとえ彼がいなくても、明治政府はこの路線を歩む以外になかったろう。

このように、政教分離は、戦前でも原則とされていた。

神道が宗教でないなど、詭弁ではないかと思われる。けれどもこれが、大日本帝国の政府公式見解であった。ただしここでいう神道は、民間の信仰や教団によるものとは別のもので、明治政府が作りあげた「国家神道」に限定される。明治政府は、仏教と神道を分離し、神道の整理を行ない、国家神道の体系をつくりあげた。靖国神社はその体系のなかで、中心的な役割をになう神社のひとつである。いっぽう、民間の神道系の新興宗教は、たとえば大本教のように、警戒された。

神道は、宗教でないからこそ、キリスト教徒にも、仏教徒にも、どのような信仰をもつ人びとにも強制することができる。信仰が個々人の問題であり、個々人の自由なのに対し

て、神道は国家・公共の問題であるとされた。内村鑑三の不敬事件があれだけの騒ぎになったのは、キリスト教徒である彼が、その信仰を理由に、国家神道を否認したのではないかと疑われたからである。宗教ではない神道を、日本国家の一員である日本人が、否認するすべはないのであった。

(中略)

靖国神社とは、どのような神社か。靖国神社の成立をふりかえって、それを考えてみよう。

靖国神社は最初、東京招魂社といい、明治二年に九段坂上(靖国神社が現在ある場所)に仮社殿、明治五年には本建築の社殿が完成している。その目的は、嘉永六(一八五三)年以降、すなわち、ペリー提督率いる黒船が来航してから起こった明治維新の運動に参加して、戦死したり暗殺されたりした志士たちや官軍の軍人たちを祀ることだった。明治二年には、靖国神社と名前を改め、「別格官幣社」(湊川神社や日光東照宮などが、そうである)の扱いをうけることになった。

なぜ最初、招魂社といったものを、靖国神社に改めたのか。

招魂とは、どこか別の場所にいる靈魂を、儀式によって呼び寄せることである。呼び寄せたあと、祭礼がすめば、またもとの場所に帰っていく。したがって、祭礼が行なわれていないときには、社殿はからっぽで、そこに靈魂はいない。明治二年六月に、戊辰戦争などで倒れた死者たちの靈魂を祀るため、最初の招魂祭が行なわれ、以後年に数回、定期的な例祭が行なわれた。それでも招魂社は、祭礼を行なうための、臨時の施設という性格を脱しなかった。

これに対して、靖国神社には、靈魂が常住する。戦場で死んだ者の靈魂は、はじめはやはりどこか別の場所にはいるであろうが、招魂の儀式によって、神社の神器のなかに招き入れられ、以後はその場所に存在し続ける。祭礼が行なわれていないときでも、靖国神社は、靈魂の存在する「聖なる場所」なのである。

靖国神社はもと、明治維新の犠牲者を慰霊するために設けられた。そのあと、西南戦争、日清戦争、日露戦争など戦争が起こるたびに、その犠牲者の靈魂が、靖国神社に合祀されていった。現在合祀されているのは、約二五〇万柱であるが、そのうち約85%が、大東亜戦争の死者の靈(二二三万柱あまり)であり、これに日華事変の死者約一九万柱を加えれば、約94%にもぼる。このため、靖国神社と聞くと、反射的に「半世紀あまり前の対外戦争(日華事変、大東亜戦争)の戦死者を祀った神社」と考えるひと(特に若いひと)が多いのであるが、それは必ずしも正確でない。一九三七年〜四五年の死者が多く祀られているのは、結果的にそうなっただけであって、靖国神社のもともとの目的は、もつと別のところ——明治維新のための戦いに倒れた者の靈魂を祀ることにあった。

ここで、神道が靈魂をどのようなものと考えているかを、整理しておこう。

神道の説明を、私なりに解釈すると、靈魂(英霊)は、つぎのような特徴をそなえている。

(1)すべての人間(日本人?)には、靈魂があり、死後も存在し続ける。

(2)靈魂には、個性があり、名前がついており、互いに識別できる。  
(3)靈魂は、儀式によって招き寄せ、神器などの器物に継続的に宿らせることができる。これら(1)〜(3)を前提にしなければ、招魂社や、靖国神社というアイデアがそもそも成り立たないのは明らかだろう。

多くの靈魂を呼び寄せ、ひとつの器物に宿らせることを、「合祀」という。合祀された靈魂は、尊崇の対象としては一体に融合しているが、しかし個々の靈魂の個性は保たれており、ひき続き区別できる。誰と誰の靈が合祀されているのかは、記録されており、記憶されており、意識されている。

靖国神社は、靈魂をこのようなものと想定し、このように処理したうえで、それを「神体」として祭祀を行なう施設である。死者の靈魂は、「神」としての扱いを受ける。それは、天照大神や大国主命や、菅原道真や徳川家康や……が「神」であるのと同様である。けれども、明治維新や戦争に参加したごくふつうの人間が、命を落とせばすぐさま神(靖国の英霊)となり、国家の手によって靖国神社に祀られる。明治政府の主権する国家神道は、このようなロジックをうみ出したのである。

明治維新のために自ら犠牲となった「国事殉難者」を、国家の手によって祀ろうという靖国神社のアイデアは、伝統的な神道のものではなく、きわめて新しいものである。「近代的」であると言ってもよい。

東京招魂社が設けられた明治二年は、明治維新が一段落した直後。京都など各地で行なわれてきた、戊辰戦争などの戦死者を追悼する祭礼を、東京でまとめて行なうという意味あいがあった。そして、それを神道の儀礼として行なうという点が重要であった。

招魂を、神道の儀礼で行なうことのねらいは、ふたつあったと思う。

ひとつは、旧体制(江戸幕府)によって反逆者として処罰された人びとの、名誉を回復し、明治維新の犠牲者として復権をはかること。たとえば、安政の大獄(橋本左内、吉田松陰ら死罪)、桜田門外の変、寺田屋の変、池田屋の変の死者などである。彼らは、江戸幕府の法と手続きによって有罪を宣告され、処刑されるか、江戸幕府の当局の手にかかって暗殺された。彼らの葬儀は当時の習慣にしたがって、おそらく仏式で行なわれ、彼らの遺骸は同じく仏式で埋葬された。こうした葬送の手続きは、すべて完了していた。これをもう一回むしかえすことなく、しかもそこに新しい文脈と意味づけを与えるには、神道が有効であった。神道の儀礼は、彼らの(遺骸でなく)靈魂に着目し、葬送の手続きによっては手つかずのまま放置されていた(1?)靈魂を招来して、それを慰撫し、神として祀った。そうすることで、彼らの行為が、正統な政府(江戸幕府)に対する反逆ではなく、明治日本を建国しようとする先駆的で革命的な努力だった、と宣言できることになる。

もうひとつは、これと関連するが、仏教の葬礼と別なレベルでの、招魂の儀礼を確立すること。明治国家の基本政策のひとつであった神仏分離は、まだ開始されたばかりである。そこで、すべての人びと(日本人)に、靈魂があること、そして、「国事殉難者」の靈魂を、国家(靖国神社)が祀ることができること、といった観念を、人びとのあいだに定着させる必要があった。死者の追悼は、家制度のなかで、仏式の葬礼や法事によって行なわれてきたし、今後も行なわれていくだろう。これらは、人びとの私的な領域である。いっぽう、日本国民のすべてが、国家の任務を遂行して生命を落とす潜在的な可能性があ

る。そうした国民の犠牲に敬意を払い、顕彰するため、彼らの靈魂を公的な領域（靖国神社）で神道の儀礼によって追悼する道を開く。死者を追悼する方法として、私的領域と公的な領域を分離することが、神仏分離、靖国神社創設のもうひとつの目的であった。

それまでの神道は、おぼろげな靈魂の觀念をもっていたが、仏教の葬礼や法事と必ずしも矛盾することなく、曖昧なまま重なり合っていた。靖国神社に代表される国家神道は、これを分離し、仏教（家ないし家庭）の論理と、国家の論理を分離するものであった。国家の与える任務に従事する日本人の個々の姿が、靈魂のかたちで言及され、イメージできるようにになった。

（中略）

このように考えると、「招魂の儀礼」に注目しないわけにはいかない。

「靈魂を呼ぶ」行為は、日本の古い習俗のひとつとして知られていた（たまよばい）。

死者の靈魂は、他界（この社会と違った別の世界）にあるとされていた。呼び出された靈魂は、臨時にそこからやって来て、またそこに帰っていった。

神社が常設されるようになると、神体（靈魂の依り代）が、社殿に安置されるようになった。これは仏教寺院で、本堂に本尊が安置してあることを意識し、それを真似たものであろう。神社は、分社を建て、神体（靈魂）を分置することが可能だった（たとえば、石清水八幡宮、鶴岡八幡宮）。天照大神のような著名な神は、全国各地の神社に祀られている。もともとの神道がこのようのものであったとすると、靈魂はつぎのような性質をそなえていることになる。

(1) 同一の神（靈魂）を、複数の場所（神社）において、祀ることができる。

(2) その場合、もし神体（聖なる器物）に靈魂が常住しているのだとすると、同じ靈魂が同時に複数の場所に存在できるといことになる（分割可能性）。

(3) もしも神体に靈魂が常住していないと考えれば、靈魂の分割可能性を想定しなくてもよいが、同じ靈魂が同時に複数の場所に存在できないかどうかは何とも言えないままに残る。

通常の事物は、それがあつた時点である場所であれば、その時点で別の場所にはない。その事物の臨在の仕方は、ひと通りに限定されている。しかし靈魂の場合、その臨在の仕方は、すこぶる曖昧である。

仏教の本尊の場合、それが複数でありうる（たとえば、釈迦牟尼仏や大日如来の仏像があちこちに存在する）のは、それがあつたブツダ（寛り）のあり方の模像だからである。実在の釈迦牟尼がただ一人であったとしても、その模像（コピー）は無数にありうる。仏像が多数あるのは、ブツダの靈魂が多数あるという意味ではない（仏教は本来、靈魂の存在を否定している）。

これと関連して、仏舎利についても説明しておこう。釈迦牟尼の死後、仏舎利（釈迦牟尼の骨）を、信者の八人の王たちが分け、それぞれ仏塔を建てたと伝えられている（八王分骨）。そのあとも分骨に分骨が重ねられ、世界各地に数多くの仏塔が建てられた。これらどの仏塔（五重の塔などの仏舎利塔）も、その基部に、仏舎利を埋めてある（ことになっている）。仏舎利は、物理的に分割することができる。だから、仏舎利塔が同時に多数

存在できる。これは、仏舎利が分割可能な聖遺物だからであつて、靈魂の分割可能性とは関係ない。

靈魂は、模造でもないし、物理的な実体でもない。それを招き寄せるところに、それは臨在する。そこでもしも、誰もが自由に同じ靈魂を招き寄せることができるならば、同じ靈魂が同時にあちこちに存在できる（分割可能である）ことになる。

靖国の英霊を招き寄せることができるのは、靖国神社に限られるのか。それとも、それ以外にも可能なのか。英霊が、靖国神社に独占されているのかいないのかによって、靖国神社問題の結論が違ってくる。

（中略）

昭和二十（一九四五）年十二月、連合軍総司令部（GHQ）はいわゆる「神道指令」を

発して、国家神道の解体に着手した。そして、靖国神社に、宗教法人として存続するか、それとも解散するかの二者択一を迫った。宗教法人になれば、靖国神社として存続はできるが、国家との関連を断たれてしまう。けれども、解散しては元も子もないので、靖国神社は宗教法人として再出発する道を選んだ。いまの靖国神社は、このときに成立した宗教法人がいまに至ったものである。

GHQの神道指令は、神道そのものを禁止するものではない。神道と国家との関係を断つ、すなわち、政教分離の原則をはっきりさせることが、神道指令の目的だった。大日本帝国は、神道が宗教でないとして規定していたけれども、靈魂の觀念や儀礼をもつ神道が、宗教でないわけではない。神道は宗教である。神道を信仰することは、憲法の保証する基本的人権（信教の自由）に属する。けれどもそれは、個々人の私的な領域の問題であるから、国家が干渉したり、強制したりすべきではない。これが、GHQの立場である。

この立場は、日本国憲法に受け継がれ、政教分離の原則として、日本国民のあいだに定着している。まことに明快であつて、これ以上議論の余地がないようにみえる。

けれどもよく考えてみると、簡単には解決できない問題が残っていることがわかる。

GHQも、日本国憲法も、靖国神社のあり方を宗教法人として保証している。それが、教義と儀礼と信徒集団をそなえた、任意の宗教団体であると承認している。それでは、靖国神社の教義とは何か。儀礼とは何か。それは、ペリーが来航し明治維新が始まって以来の「国事殉難者」の靈魂を、呼び集めて一体とし、神体として尊崇することである。大日本帝国の創建や、その発展に尽くした人びとの犠牲に、生き残った人びとが敬意を払うことが、靖国神社の信仰のなみである。日本国は、大日本帝国の後継国家であるから、日本国の国民のなかに、このようなかたちで靖国の英霊に対する尊崇を表明しようとする人びとが出てきてもおかしくない。そしてその人びとが、公務員であつたとしてもおかしくない。

いわゆる「公式参拝」とは、こうした問題である。

いつのころからか、日本の新聞やマスコミは、春秋の例大祭や終戦記念日などの折りに靖国神社に参拝する首相や閣僚取材して、この参拝は「公人」としての参拝ですか、それとも「私人」としての参拝ですか、などと質問するようになった。このような質問は、ナンセンスである。日本国憲法は、すべての国民に信教の自由を保証しているのであるか

ら、誰がいつどのような宗教施設を訪れようと、個人の自由である。勤務時間中であっては困るかもしれないが（休暇をとるという方法もある）、それは二義的な問題だ。逆に、勤務の一環として参拝を命じ（られ）たり、公金を支出したりすれば、政教分離の原則に抵触することになる。そんな簡単なことで、政治家がしつぱをつかまれるはずもない。

憲法上合法に決まっていることを、グレーゾーンとして摘発しようとするから「公人」なのかという聞き方になる。政治家のほうにも、質問にあいまいに答え、この際世論を右側にひっぱってやろうという思惑が見え隠れしているかもしれない。しかし、新聞のほうも、この際世論を左側にひっぱってやろうという思惑がみえみえなのだから、おあいこなのだ。

実際問題として、靖国神社のほかに、明治維新このかたの日本国のために、自らを犠牲とした人びとを記念する施設がない。それは、一九四五年まで（そしてそれ以後も）、その役割が靖国神社に独占されてきたという歴史的な経緯による。ほかにそうした機会がない以上、自らを犠牲とした人びとをたたえようとすれば、現状では、靖国神社に参拝するしかないのである。

（中略）

もうひとつ、靖国の英霊について、考えておかなければならないのは、誰がどのような手続きでそこに祀られたのか、である。

靖国神社の前身である東京招魂社は、まず直近の戊辰戦争の戦死者の霊を祀り、少しずつ時間をさかのぼって名簿を整えつつ、幕末維新の争乱に倒れた「草莽の志士」たちの霊も追加していった。靖国神社になってからは、合祀すべき将兵の名簿は、陸軍省、海軍省がまとめ、靖国神社に通知したという。神社の側では、その名簿の通りに招魂の儀式を行なって、合祀する決まりであった。

陸軍省、海軍省にはおそらく規程があつて、軍人の死者であっても、英霊にふさわしくないもの（たとえば、軍法会議による死刑、在職中の単なる病死、事故死、敵前逃亡による射殺など）を排除したであろう。そのスクリーニングの規程や、実際の手続には、神社側は関与しなかったと思われる。こうした状態が、終戦後まで続く。

神道指令のあと、GHQの命令によって、合祀そのものが停止された。昭和二十一年十月の例大祭は中止となり、以後、昭和二十七年十月に合祀祭が再開されるまで、中断している。

宗教法人となつてからの靖国神社は、陸・海軍省が解体したこともあり、合祀すべき戦死者の霊の名簿を作成する作業を、みずからの責任で、独自に行なうことになった。

この作業に、政府が関与している点が、注目される。すなわち、昭和三十一年四月に、厚生省は「靖国神社合祀事務に対する協力について」という通知を出して、都道府県に事務を依頼している（小堀桂一郎『靖国神社と日本人』一四五頁）。これは、旧軍人の合祀について、陸海軍→復員省→日本国政府へと引き継いだ業務を、地方自治体に委任したもののかもしれないが、それにしても、憲法との関係で問題を含んでいる。

昭和二十七年以降、誰をどのような規程で英霊として合祀したかは、靖国神社がおこなった宗教的な行為であり、靖国神社が記録を残しているはずである。この際、新憲法下の

日本国の公務に殉じて亡くなった人びと（たとえば、殉職した警察官や自衛官など）を一括して合祀しているとすれば、憲法上、きわめて重大な疑義が生ずる。新憲法の原則から言えば、ある個人の靈魂を神体としてある宗教施設に祀るかどうかは、その個人ならびに家族の意思による、私的な行為であるほかはなく、いかなるたちであれ、国家がそこに関与することはできないからである。（旧軍においては、その手続きは自動的に行なわれ、家族の同意は必要とされなかった）。

\*

これに関連する大きな問題として、戦犯の合祀がある。

靖国神社は、昭和五十三（一九七八）年の例大祭において、東京国際軍事裁判のA級戦犯被告だった、以下の十四名の霊を合祀した。

土肥原賢二 満洲特務機関長、関東軍司令部付、満洲駐屯第五軍司令官など

広田弘毅 駐ソ大使、外務大臣、内閣総理大臣

板垣征四郎 関東軍参謀長、陸軍大臣、支那派遣軍参謀長など

木村兵太郎 関東軍参謀長、陸軍次官、ビルマ方面軍司令官

松井石根 支那方面軍司令官

武藤章 陸軍省軍務局長など

東条英樹 関東軍参謀長、陸軍次官、陸軍大臣、内閣総理大臣

（以上、絞首刑となつた七名全員）

平沼騏一郎 枢密院副議長、同議長、内閣総理大臣

小磯国昭 陸軍省軍務局長、関東軍参謀長、朝鮮軍司令官、拓務大臣、内閣総理大臣

白鳥敏夫 外務省情報局長、駐伊大使など

梅津美治郎 陸軍省軍務局長、陸軍次官、関東軍司令官、参謀総長

（以上終身禁固、受刑中に死亡）

東郷茂徳 駐独大使、駐ソ大使、外務大臣、拓務大臣

（禁固二十年、受刑中に死亡）

松岡洋右 国際連盟主席代表、満鉄総裁、外務大臣

永野修身 海軍軍令部次長、海軍大臣、連合艦隊司令官、軍令部総長

（以上、判決前に病死）

この日を境に、「靖国の英霊」は、東京裁判で裁かれた東条英樹元首相以下、A級戦犯の霊と合祀されて、一体不可分のものとなった。靖国神社の問題は、いままでも増して複雑になった。

実はB級、C級戦犯の合祀は、ずっと以前から始まっていた。平和条約が締結された翌年には、遺族援護法が改正されて、戦犯として死刑になったり受刑中に死亡したりした旧軍人の遺族にも年金、弔意金が支給されるようになった。また翌々年には、恩給法が改正されて、戦犯として有罪となった旧軍人にも、恩給が支給されるようになった。これは、戦争裁判で有罪になつても、それをそのまま国内法にもとづく有罪とは認めない（したがって、遺族年金や恩給が受けられないとはいはれない）、という趣旨だった。この考え方の延長で、靖国神社は、B級、C級戦犯の旧軍人の霊も一般の旧軍人の場合と同様に、合祀を行なつてきていた。

A級戦犯の場合には、社会的影響も大きい。そこで靖国神社も慎重になつて、タイミン

グをみているうちに、遅くなってしまったようである。

戦犯であろうとなかろうと、誰の霊を合祀するかは、一宗教法人である靖国神社の自由である。それを、別の個人や団体が、とやかく言うことはできない。

一般論としては、そうである。けれども、靖国神社は、大日本帝国の公務殉職者の霊を祀る唯一の施設だったのだから、それではすまない。公務殉職者（戦死者）は、選択の余地なく、靖国神社に合祀されてきた。彼らの遺族や子孫は数多い。だから、いろいろな考えの人びとがいる。身内である戦死者の霊が、東京裁判の戦犯と「合祀」されてはたまらない、と考える人びとがいても当然である。

もちろん靖国神社には、戦犯の合祀を正当化するだけの論理と主張があるのだろう。戦犯の合祀を正当化する論理とは、たとえばつぎのようなものである。

戦争裁判は、戦勝国が敗戦国の人びとを裁く裁判である。このうち、B級、C級戦犯とされた被告たちは、ハーグ陸戦協定ほかの戦争法規に違反したことを理由に裁かれたが、急ごしらえの裁判所で、証拠調べがいい加減な場合も多く、他人の身代わりに有罪の判決を受けた被告もあった。また、A級戦犯とされた被告（大日本帝国ならびに軍の指導者）たちは、平和に対する罪、人類に対する罪で起訴されたが、この法源にまず問題があるうえ、犯罪の立証も一方的で不十分なものであった。こんな被告たちが有罪になったのは、戦勝国の敗戦国に対する復讐だとして考えられない。死刑になったり、獄中で死亡したりした被告たちは、戦争の延長上で、敵国の手にかかって命を落とした人びと、すなわち殉難者なのである。そもそも戦犯とは、敵国からみた場合の言い方であって、わが国の法秩序のなかではなんら違法行為を犯していないのであるから、被告たちを犯罪者とみなすこと自体がおかしい。したがって、戦死したほかの人びとと区別して考える理由がない。そこでこれらの人びと（いわゆる戦犯）の霊を、靖国神社に合祀するのは、当たり前のことである。

この論理は、考えるべき点を多く含んでいる。また、身に覚えがないのに戦犯として起訴され、有罪となった旧軍人とその遺族の立場に立つならば、その無念をばらし汚名をそぐ象徴的な意味あいが、靖国神社への合祀にこめられていることは理解できる。

けれども、もしも戦犯の合祀がこれだけの理由で行なわれているのだとすると、そこにはまだ、考えておくべき点がいくつも抜けおちているように思う。

第一に、B級、C級戦犯のなかには、実際に戦時国際法を犯して、捕虜を虐待したり、民間人を殺害したりした人びとも含まれていた、という点である。戦時国際法は、日本軍はもちろん、すべての軍隊を拘束する条約上の義務である。そこで、戦時国際法に違反した事実が明らかになった場合には、日本軍の内部に、それに対応する法的手続き（軍法会議にかけて有罪とする）があつてしかるべきである。そして、軍法会議で（一定以上の罪で）有罪となった場合には、靖国神社に合祀する戦死者のリストから外されたのではないだろうか。（戦前の合祀の手続きがどのようであったかは、戦時国際法を厳格に守ることをきわめて重視していた、日露戦争のケースを調べてみるべきだろう。）

そこで、かりに、戦犯とされた人びとを一律に合祀の対象から外してしまうことが誤りだと言えたとしても、だからと言って、そうした人びとを一律に合祀すべきである、とい

うことにはならない。戦死者、刑死者、獄中での死者のなかから、合祀に不適格な軍人がいないかどうか、日本軍の規程によるチェックがかかって当然だからである。陸軍省、海軍省があつたあいだは、こうしたチェックをかけたが、合祀のための名簿が作成されていた（靖国神社は、それに関与しなかった）はずである。（もしもそのチェックが甘かったり、規程に問題があつたりしたとすれば、それは陸軍、海軍の責任である。）敗戦後、陸軍、海軍が存在しなくなったあと、合祀の名簿を作成する最終的な責任は、靖国神社の手に移った。その際、採用すべき原則は、戦犯を一律に合祀するというものではなく、戦犯を少なくとも旧軍並みの規程によってチェックし不適格なものを排除する、といったものでなければならぬのではないかと。

靖国神社はその祭神を、国事殉難者としている。とすれば、合祀するものが「国事（公務）に殉じた」と言えるだけの条件をそなえているかどうかを、厳格にチェックする倫理性が求められる。そして、その規程と手続きを、国民に公開する必要がある。もしもそうした点をおろそかにすれば、靖国神社の存立基盤をみずから掘りくずす結果となる。

第二に、戦犯を合祀することが、国際社会に対してどのような意味を持つかという考慮が、抜けおちているのではないかと。

すでにのべたように、ポツダム宣言には、「吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ峻厳ナル正義ニ基キ処罰ヲ加フベシ」とある。これを受諾した大日本帝国は、戦勝国の設ける戦争裁判所で、戦争犯罪人を裁かれる条約上の義務を負った。その結果、各地に戦争裁判所が設けられ、多くの日本軍将兵が、B級、C級の戦争犯罪人として裁かれ、刑に服した。これらの裁判所は、最終審であつて、判決に不服があつたとしても、上訴する方法がない。それでも仕方がないということを含めて、日本はポツダム宣言を受諾したことになる。なかには、「峻厳ナル正義ニ基」かない裁判もあつたろう。だとしても、こうした戦争裁判がそもそも不当であるとか、復讐であるとかいうことにはならないし、そう考えても、公言してもならない。それが、敗戦国の尊厳というものではなからうか。

戦争裁判とその結果を全体として受け入れることは、日本が平和条約を締結し、国際社会に復帰できるための条件だった。そしていまでも、そうである。国際法に違反する行為が、日本の国家意思の正当な行使であつたと、考えられなければならないのである。したがって、戦犯として有罪になり、刑に服して死亡した人物は、「国事殉難者」ではありえないことになる。

もしも靖国神社が国家護持されたままだったとしたら、そこに誰を合祀するかは、国家意思を直接に反映した行為となる。簡単に、戦犯を合祀するというわけにはいかなかったろう。そんなことをすれば、ポツダム宣言とサンフランシスコ平和条約をいかにするにすることになるからである。けれども靖国神社は、いまや、民間の宗教法人にすぎない。その身軽な立場を利用して、戦犯を合祀した。政教分離の原則をよく理解しているアメリカほかの欧米諸国は、これをあえて問題にしなかった。（政教分離の原則など信じていない中国が、これを問題にした。）靖国神社の、なんとこの緊張感のゆるみであろう。そして、国際感覚のなさであろう。

(中略)

靖国神社問題の最終的な解決とは、どういう意味か。

現在の日本で、公的な立場にある人間が多少とも公的なかたちで、近代日本の建国と発展のために自らの生命を捧げた人びと(国事殉難者)に対して哀悼の意を表わそうと思えば、靖国神社を参拝するしかない。靖国神社の公式参拝である。すると自動的に、合祀されている戦犯にも、哀悼の意を表したことになる。国際的な影響や、国内世論の動向にも配慮しなければならぬ。これがいやなら、どこにも参拝しない、という選択になる。靖国神社の公式参拝か、まったくのゼロか。このふたつしかなく、中間の選択肢がない。

それ以外の、合理的な選択肢を作りだそう。その具体的な提案が、靖国神社問題の最終的な解決ということの意味である。

以下の4案は、私が頭をしばって考えたものだ。順にのべよう。

- (1) 靖国記念公園案(靖国神社は解散)
- (2) 「英霊」記念碑案(靖国神社は協力)
- (3) 平和祈念公園案(靖国神社を借景)
- (4) 新設記念碑案(靖国神社は無関係)

突飛なようだが、論理的に考えると、可能な案はこのあたりに落ち着く。このどれかでなければいけないということはない。もっとほかに、よい提案があれば、ぜひ議論してほしい。

これらは一長一短があつて、どの案にもどこか、しっくりしない部分が残っている。それは私もわかっている。しかし、何ひとつ案がなければ、考え始めることさえできない。大事なことは、不毛な堂々めぐりから抜け出して、ポスト戦後の日本国にふさわしい、追悼の儀式をわれわれの手で創りだすことだ。

#### ★靖国記念公園案★

第一案は、靖国神社が解散し、建物と施設をそっくり国に寄附する。国はそれを、「靖国記念公園」として保存する、という案である。

この案のよいところは、まず、明治以来の歴史と伝統のある靖国神社の敷地と社殿を、そのまま「歴史的建造物」として保存できることである。英霊を祀ってきた靖国神社の現状は保たれる。おそらくそれを、日本国が直接もしくは間接に維持管理することになるので、「国家護持」が実現したとも考えられる。

つぎによいところは、「靖国記念公園」は、無宗教の施設なので、政教分離の原則が明確になることである。靖国神社はいわば、もぬけの殻となって明け渡される。招魂の斎場も、爆弾三勇士を鑄こんだ灯籠も、鏡などの神器(神体)も、原状のまま国に受け継がれる。鏡は本殿に安置されたままだから、見ようによっては(信仰の立場からは)、そこに英霊が宿っているとみえるかもしれない。けれどもこれは、日本国にとっては、ただの文物(鏡)である。それは、国立博物館に陳列してある国宝の仏像が、かつては信仰の対象であったかもしれないにせよ、学芸員にとっては単なる美術品にすぎないようなものである。

この「靖国記念公園」において、無宗教の公的行事を行なうことができる。日本国の行なう儀式である以上、そこに霊が存在すると前提する儀式ではありえないし、柏手を打ったり神を捧げたりといった神道の儀式でもありえない。日本の使節が外国の無名戦士の墓に詣でるときのような、やり方であればよい。

それでは、何が「靖国記念公園」を神聖なものにしているのか。それはその場が、かつて宗教的な施設だったという事実である。現在は、かつてそこに祀られていた人びと(霊ではなく)を、記念する場(メモリアル・パーク)である。場の性質は、広島平和公園と似たものと考えられよう。広島平和公園でも、哀悼の儀式と献花と礼拝を行なっている。また、外国の使節もこの場を訪れている。必要なら、このことをはっきりさせるために、「旧靖国神社に祀られていたこれこれの人びとの事績を記念する」と、もとの社殿の脇に標柱を建ててもよいかもしれない。

この案の、おさまりの悪いところはどこだろうか。

まず第一に、「靖国記念公園」は、外見上もとの靖国神社のころと変わりがないので、信仰を持つ立場からすれば、神社にみえてしまうことである。

かりに宗教法人・靖国神社が解散したとしても、信仰の立場から、この場をおとすれる大勢の人びとが、神道のやり方で礼拝を続けるかもしれない。憲法の原則からして、これを止めることはむずかしい。そして、信仰の立場で参拝が続いているかぎり、そこはただの公園ではなくて、神社とも見えよう。これを国で維持・管理したのでは、戦前への逆戻りになってしまう、という心配がある。

第二に、靖国の英霊の行き場がなくなってしまうことである。

信仰の立場からすれば、靖国の英霊は、神体(鏡)に合祀され、そこに常住している。つまり、そこにあり続けている。いっぽう、日本国にとっては「靈魂」は存在しない。神体も物体として扱われる。英霊に対する、宗教儀礼(例祭)ができなくなる。このようなことは、英霊に対して、しのびないことだと考えるひとが多いかもしれない。

そこで、英霊を別の場所(神社を新しくつくるか、もともとある神社を借りるか)に移しかえるということも考えられる。いわば、英霊の引越である。これをすれば、靖国神社は解散する必要がなく、英霊の祀りもとだえることがないが、しかし、九段にある現在の靖国神社の建物は、英霊のいない、本場にただのぬけ殻ということになってしまう。日本国が九段で儀式を行なっても、新しい靖国神社(十英霊)がよそにあるわけだから、もともと靖国神社に参拝していた人びとは、そんなものは靖国神社と関係ないと思うだろう。靖国神社公園における日本国の儀式は、靖国神社の儀式を無宗教のかたちで継承したものとは言いくなくなってしまう。

第三に、いちばん根本の問題として、そもそも靖国神社が、自発的に解散してくれるのかという問題がある。

靖国神社はもともと、独自の教義も信徒もたない、純然たる国家機関だった。戦後、国家と絶縁することを強いられて、無理をして教義をこしらえ、宗教法人の体裁をととのえたとも聞く。だから、国事殉難者(の霊)を、すべての日本国民が日本国憲法のもとで尊拝できる道を開くために、みずから解散を選択する可能性も、ないとは言えない。

けれども、国事殉難者の英霊を「神」であると考え、靖国神社と、世俗の国家でしか

い日本国とのあいだには、大きな立場の隔たりがある。たとえば日本国が、国事殉難者を、建国の功労者や愛国の犠牲者として尊拝したとしても、それで、彼らの「霊」を神として祀らなくてもよいと考えることは、信仰の立場からなかなかむずかしいものがある。

もちろん、たとえどんなに日本国にとって都合がよかろうとも、日本国が靖国神社に対して、解散を働きかけたり、打診したりするなどは、あってはならないことである。

よく考えてみれば、これは、靖国神社の問題ではなく、日本国および日本国民の問題である。問題の解決は、国民が、みずからの努力により、なしとげなければならぬ。その解決を、一宗教法人である靖国神社の意向に左右されるようなやり方で、はかろうとするのが間違いなのである。靖国神社が、憲法との関係で解散に踏みきるといふ出来事がもし起こったとすれば、諸外国は、これを日本国民の勇断とみなし、高く評価するであろう。けれどもその内実が、宗教法人・靖国神社の犠牲によるものだったというのでは、情けない。これがこの案の、もっとも大きな難点である。

#### ★「英霊」記念碑案★

第二案は、日本国が新しく、国事殉難者の記念碑を建てる。靖国神社は、記念碑ができあがるまでの段階で、このプランに協力し、招魂の儀式を行なう、という案である。

まず第一に、この案のよいところは、日本国の意思と判断で、すぐに実行に移せることである。

世俗の機関である国家が、国事殉難者の記念碑を建てるのは、よくあることである。たとえば、北京の天安門広場には、人民英雄記念碑が建てられており、中国革命に生命を捧げた兵士・労働者・学生・市民の事績をたたえている。この記念碑が、周恩来や胡耀邦への献花（それは、中国の伝統的な宗教儀礼にもとづく）によって埋めつくされることはあったが、記念碑自体は無宗教のものである。

したがって日本国も、「明治維新殉難者の碑」や「第二次世界大戦死者の碑」を、建てようと思えば建てられる。そのような碑があれば、外国の使節にとっては、靖国神社のように複雑な歴史の経緯がある施設と違って、献花しやすくてよいかもしれない。

国費がしばしば訪れるという便宜を考えれば、東京のどこか、たとえば臨海副都心あたりに作ればよいかもしれない。

第二に、この案のよいところは、無宗教の施設であることが、第一案（靖国神社公園の案）に比べても、もっとはっきりしていて、誤解の余地がないことである。

第一案は、もともと神社だった建物を公園として整理してしまうのだから、「よくそこまで思い切って片づけた」と、評価できる面がある。中国が北京のまんなかに故宮博物院を残しているのは、もともとある目的を持って建てられた建物を、一般の人びとに公開される公園（文化財）として整備したのだから、第一案と同じ考え方にもとづくとも言える。けれども、疑り深いひとはかえって、「無宗教の公園を装っているが、要するにもとの神社のありさまを残したいのだな」と、勘ぐるかもしれない。どちらともとれる曖昧さがつきまとうのが、第一案の難点だった。第二案は、この点をクリアしている。

第三に、この記念碑によって誰を記念するかを、日本国が自由に決められる点が良い。人びとの名前を一人ひとり掲げることもできるし、「一八五三年以降に日本国のために命を落とした人びと」などと書きしるすこともできる。とにかく、過去のどういふ人びとの

どういふ行為を記念するのが適当か、現時点でじっくり議論し、その結論をかたちにすることができよう。

第四に、宗教法人・靖国神社が解散しなくてすむ点が良い。第一案（靖国記念公園案）では、靖国神社が解散するか、九段の建物と敷地をそっくり明け渡すか、どちらかでなければならなかった。新しい場所に記念碑を建立する第二案なら、靖国神社はいまある場所に、そのまま存続できる。

第五によいのは、靖国の「英霊」を、この記念碑に招きよせて、尊崇の対象とすることができる点である。

「英霊」を招きよせるには、招魂の儀式が必要である。日本国がこれに関与することはできない。そこで、この儀式は、記念碑が完成して日本国に引き渡される前に、行なわれる必要がある。たとえばだが、記念碑は民間団体（NGO）が建設して、完成したあと、日本国に寄贈することにする。記念碑がほぼ完成した段階で、靖国神社の神職の人びとがこの記念碑の全体またはその一部を依り代として、招魂の儀式を行ない、この記念碑で記念される予定の人びとの「靈魂」を招き寄せる。（靖国神社以外の団体や人びとにも、こうした機会を開放して、遺族の遺品をおさめたり、儀式を行なったりできるようにするとよい。と言っているのは、靖国神社も、数あるNGO関連団体のひとつにすぎないことなるからだ。）この結果、日本国の立場からは、記念碑に「靈魂」は宿っていないが、靖国神社からすれば、靖国の「英霊」（の一部）が分霊されて、記念碑に宿っていることになる。

こうして、記念碑そのものは新しく建てたものであっても、それを、大日本帝国から連続したものととして尊崇することができる。これが、第二案のミソである。

\*

それでは第二案の、よくない点はどこか。

第一に、やはり靖国神社の協力が必要なことである。靖国神社は、存続するのだから、第一案と違って犠牲を払わなくてすむものの、靖国神社がこのプランに協力してくれる保証はない。靖国神社にとって、特にメリットがないかもしれない。ことの成否が、靖国神社の胸先三寸にかかっているというのは、やはりまずい。

第二に、靖国神社には「英霊」がそのまま祀られているので、かりに記念碑にも英霊が招魂されたとなると、分裂祭祀のかたちになってしまうことである。

もしも多くの人びとが、新しい記念碑に本心に「英霊」が宿っていると信じているのだとすれば、遺族は靖国神社と記念碑のどちらに参拝すればよいのか迷うだろう。また、そうした記念碑を、国が維持管理することは、憲法上問題があるとする異論も出てくるだろう。またもしも、ほとんどの人びとがこの記念碑を、靖国神社の「英霊」と関係ないただの記念塔だと考えたとすれば、そういう問題は生じないかわりに、第二案のミソが台なしになって、第四案（後述）になってしまう。

第二案は、いろいろに解釈できるあいまいな性質の記念碑を建てることにポイントがあるのだから、厳密に議論をつき詰めようとする、話はむずかしくなる。

\*

★平和祈念公園案★

第三案は、靖国神社を見通すことができる場所に、新しく、平和祈念公園を建設する。

そして、その場所で戦没者を追悼すると、はるかに靖国神社の「英霊」をのぞむかたになるようにする。靖国神社を、いわば借景しようという案である。

この案のよい点は、第一に、日本国がやる気になれば、すぐできて、靖国神社の協力がまったく必要ないことである。

第二に、平和祈念公園は、まったく無宗教の様式で建設することができるうえに、公園の内部に「英霊」が宿ると解釈できる場所のないので、憲法の定める政教分離の原則を完全に満足していることである。

第三に、にもかかわらず、平和祈念公園で追悼行事を行なうと、同時にそれは、靖国の「英霊」を尊拝することにもなることである。

具体的にはたとえば、この公園の定位置に立ち、平和祈念のモニュメントを見上げるとその隙間から、靖国神社（の一部）がちょうどのぞけるようにする。

実際には、このように公園を設計するのはむずかしいかもしれない。靖国神社は、九段の丘の上に建っているが、木立や周囲の建物にさえぎられ、あまり遠くからは見えない。九段下の交差点のあたりからは、はるかに鉄の大鳥居の先端が見上げられて、場所としては好都合だが、あたりにちょうどよい敷地がない。（九段会館のまえに、■ が平和記念碑を建設中であるが、この第三案のコンセプトによるものかどうか不明である。かりにそうだったとしても、事前にプランを公開して、国民的合意をえるという肝腎の点がおざなりであり、これでは何にもならない。）

適当な敷地がなければ、かわりにもっと遠い場所（たとえば、湾岸の埋め立て地のあたり）を公園の敷地に選び、正確に靖国神社の方向に向けてモニュメントを建設する、というやり方も考えられる。ちょうど、すべてのモスクが正確にメッカの方向に向けて礼拝を行なうようにできているのと同じ考え方である。この場合、公園の場所から靖国神社は見えないので、借景にはならない。靖国神社に反感を抱いている人びとにとっては、その分受け入れやすいかもしれない。

第四によい点は、この案の場合、靖国神社の協力を必要としないことである。借景は自由であるし、靖国神社は文句を言わないだろう。

第三案のよくない点は、どういうふうにか考えられようか。

第一に、よい点とつらはらであるが、靖国の「英霊」との結びつきが、間接的であること。平和祈念公園で、献花など儀式の対象になるのは、あくまでもモニュメントである。たまたまその方向に、靖国神社（の「英霊」）が位置している、ということにすぎない。世俗の国家である日本国と、宗教法人・靖国神社との関係は、そのように「たまたま」であることが適当なのだが、もっと実質的な「英霊」への尊拝を求める人びとは、不満に思うかもしれない。

第二に、それでもやはり、靖国神社（の「英霊」）を遙拝する施設を、日本国が建設するとは憲法に触れる、という異論が提出されるかもしれない。公園では、モニュメントに向かって献花などの儀式が行なわれる。見ようによっては、平和祈念公園が「拝殿」で、その「神体」が靖国神社、とも受け取れる。靖国神社（の「英霊」）を遙拝する拝殿のようなものを、日本国が作ってよいのかという疑問である。

以上のような異論はありうるのだが、逆に言えば、この第三案は、憲法の許すぎりぎり

のところをねらっているわけである。個人的には、なかなかよい案なのではないかと思っている。

#### ★新設記念碑案★

第四案は、第二案と似ているが、靖国神社とまったく無関係に、新しく戦没者記念碑を建設する案である。第二案では、靖国神社が招魂の儀礼を行なうことになってきたが、それを抜きにすると、この案になる。

この案のよい点は、第二案と大部分重なる。すなわち、第一に、日本国がその気になれば、すぐ実行できる。第二に、無宗教の施設である。第三に、誰を記念するか、日本国が自由に決められる。第四に、靖国神社は現状のまま、存続できる。

これに加えて、第五に、靖国神社の協力を必要としないこと。靖国神社の「英霊」と関係なしに、新しく記念碑をつくるのだから、当然と言えば当然であるが、重要なメリットだ。この案は、政教分離の原則が、いちばん明確であると言える。

いっぽう、第四案のよくない点と言えば、ただひとつ、この記念碑が、靖国の「英霊」といっさい関係ないこと。この記念碑によって戦没者を追悼することと、大日本帝国が公式に追悼してきた靖国神社の「英霊」との関係が、はっきりしないことである。

もっともこれを、マイナスと考える必要はないのかもしれない。日本国民のあいだで、大日本帝国と日本国の連続性について議論が進み、ポスト戦後の正統論が確立しさえすれば、日本国民の総意によって靖国神社にかわる記念碑を建立することが、必要にして十分なことだとも言える。

以上、四つの案を紹介した。

このうち、どの案であってもよいが、どれかの案を採用して、日本国が、日本国のために犠牲となった死者を追悼する公的な儀式をととのえるべきである。

その場合、特に靖国神社となんらかの関係がある第一案、第三案の場合には、この儀式に対する、国際的な承認をうるのが大切だ。

具体的に考えれば、わかりやすい。例えば第一案が実現して、靖国神社が「靖国記念公園」になったとする。この公園に、アメリカのクリントン大統領や、中国の江沢民国家主席、イギリスのブレア首相など、旧戦勝国の元首や指導者に、参拝・献花をしてもらう。これらの国々は、この儀式が両国関係や国際慣例にふさわしいかどうか慎重に検討して、それに応ずるはずだ。それがすんでから、首相や閣僚など日本の政府首脳が、参拝する。それまでは、じっと我慢することが大切である。

大日本帝国と日本国の国事殉難者を、追悼する新しい儀式を作りだすこと。それを、日本国の憲法体制と両立させること。その儀式と、靖国神社の関係をはっきりさせること。以上の問題にはっきり決着をつけることが、靖国神社問題の、最終的な解決にはかならない。

参考文献

小堀桂一郎 1997 『靖国神社』 P H P 新書